

東日本大震災からの再生に向けて(要望)

平成23年3月11日の東日本大震災は、東北地方の太平洋沿岸を中心に大きな被害をもたらし、加えて福島第一原子力発電所の事故により、我が国の社会経済に深刻な影響を及ぼしている。

さらに、発生から二ヶ月余を経過した現在においても、多くの方がふるさとを離れ、厳しい避難生活を余儀なくされている。

こうした未曾有の事態に当たり、被災地域においては、住民の方を含め懸命な再生努力が続けられているが、地方自治体の力だけでは如何ともしがたく、復旧・復興について我が国の総力を挙げての取組みが不可欠である。

よって、次の措置を講じるよう強く要望する。

記

1 復興のためのビジョン・特別法の制定

- (1) 復興ビジョンの策定に当たっては、被災者の意向に配慮するとともに、被災町村が地域の実情を踏まえ主体的に進められるようにし、復興のための特別法を早急に制定すること。
- (2) 復興に当たり、ふるさとを想う被災者の心を十分に踏まえ、これまでに培った地域の連帯、コミュニティの存在を無視するような市町村合併や道州制を論じることは厳に慎むこと。

2 復旧・復興のための特別な財政措置

- (1) 公共施設の復旧に当たっては、全額国の負担で事業を進めるとともに、被災者への公的支援に係る財源については、全て特別交付税で措置すること。
- (2) 被災に伴い課税免除を行った地方税の減収については国が全額補てんすること。
- (3) 被災地外の自治体が行う被災者の受け入れ、あるいは必要な人員の派遣、資機材の提供等に係る経費は、全額国が財政措置すること。
- (4) 被災自治体が、地域のニーズに応じて自由かつ機動的に復興事業を実施できるよう、特別の一括交付金制度を創設すること。
- (5) 復興事業の財源となる地方債の所要額を確保するとともに、元利償還金を100%交付税措置すること。

3 災害廃棄物の迅速な除去

震災で生じた大量のがれきや車両・船舶などの災害廃棄物を撤去するため、効率的かつ広域的な処理体制を早急に整備すること。

4 地域に即した仮設住宅の建設

被災町村及び被災者を受け入れる町村において、被災者のニーズに合った仮設住宅を早期に建設するため、地元の建築業者や技術者を十分に活用し、必要な建設資材の調達を迅速に図ること。

5 被災者の生活再建と地域産業の再構築

- (1) 生業を奪われた被災者に対し、生活資金の給付及び就業の確保を早急に講じること。
- (2) 壊滅的な被害を受けた地域の農林水産業、商工業、観光等サービス業などの産業に対して、その再構築のための経済的、金融的な支援を早急に講じること。

6 原子力災害の早期解決

- (1) 原子力事故の早期終息を図るとともに、原子力施設に対する客観性と信頼性を高めた安全規制体制の確立を図ること。
- (2) 避難者の実態を正確かつ迅速に把握し、衣食住、雇用、教育等生活全般について、きめ細やかな支援策を速やかに講じること。
- (3) 放射性物質に汚染された農地、校庭、公園、工場等については、除洗方法や安全基準を早急に開発し、全額国費で除洗を実施するとともに、放射性廃棄物については、早急に放射性廃棄物の処理基準や処理方法を確立すること。
- (4) 国民等への情報提供は、正確かつ積極的に情報開示を行うとともに、国民誰もが理解できるように分かりやすい広報に努め、農林水産物等の放射能汚染による出荷・摂取制限及び農林水産物、工業製品、観光産業等の風評被害に対し早急な対策を実施すること。
- (5) 原子力損害の賠償にあたっては、原発が原因となるものは全て賠償の対象とし、簡便な損害評価方法により迅速に賠償金又は仮払金の支払いを実施すること。

平成23年5月19日

全国町村議会議長会